

【改正概要】

令和3年4月1日付、厚生労働省老健局長より「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」の通知（老発 0401 第 14 号）が発出された。当該通知では、国で定める有料老人ホーム設置運営標準指導指針（以下「国指針」という。）に関し、同年7月1日から改正規定が適用されるため、各自治体において別途指導指針を定めている場合には、国指針を参考にできるだけ速やかに改正することとなった。

このため、本市で規定する越谷市有料老人ホーム設置運営指導指針（以下「市指針」という。）に関し、国指針を参酌のうえ、所要の改正を行うほか、文言整理を行うもの。

【改正内容】

（1）令和3年度介護報酬改定を踏まえた見直し

令和3年度介護報酬改定により、指定特定施設（特定施設入居者生活介護）等において、感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、ハラスメント対策の強化、高齢者虐待防止の推進、認知症介護基礎研修の受講の義務づけ等の見直しが行われたことを踏まえ、有料老人ホームにおいても同様の措置を求めるもの。

市指針7－（2）－イ（認知症介護基礎研修の受講の義務づけ）

市指針7－（3）－イ（ハラスメント対策の強化）

市指針8－（5）－アからウ（業務継続に向けた取組の強化）

市指針8－（7）－アからウ（感染症対策の強化）

市指針9－（4）－アからカ（高齢者虐待防止の推進）

（2）書面規制、押印、対面規制の見直し

利便性の向上及び事業者の業務負担軽減の観点から、政府が推進する押印・書面手続きの見直し方針を踏まえ、市指針に定められている書面等については、電磁的記録で行うことができること、また、書面での説明等については、入居者等の承諾を得たうえで、電磁的方法によって行うことができることとしたもの。

市指針14－（1）（2）

（3）経過措置の設定

上段（1）の見直しに際し、認知症介護基礎研修、業務継続計画に係る研修、感染症対策、高齢者虐待防止に係る研修等に関しては、特定施設入居者生活介護に係る基準等を規定した「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」「越谷市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」においても、令和6年3月31日までの間は努力義務とする経過措置を定めていることから、市指針においても同様の規定を設けるもの。

【その他】

未届出の有料老人ホームに対する状況把握、指導等の強化（市指針規定外）

【適用期日】

令和3年10月1日